

埼玉県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は、「埼玉県地域職業能力開発促進協議会」という。

2 目的

埼玉労働局及び埼玉県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、埼玉県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う埼玉県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 埼玉労働局
- (2) 埼玉県
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- (4) 労働者団体
- (5) 事業主団体
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- (7) 学識経験者
- (8) その他関係機関が必要と認める者

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

7 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

8 事務局

協議会の事務局は埼玉労働局及び埼玉県に置く。

9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

10 附則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

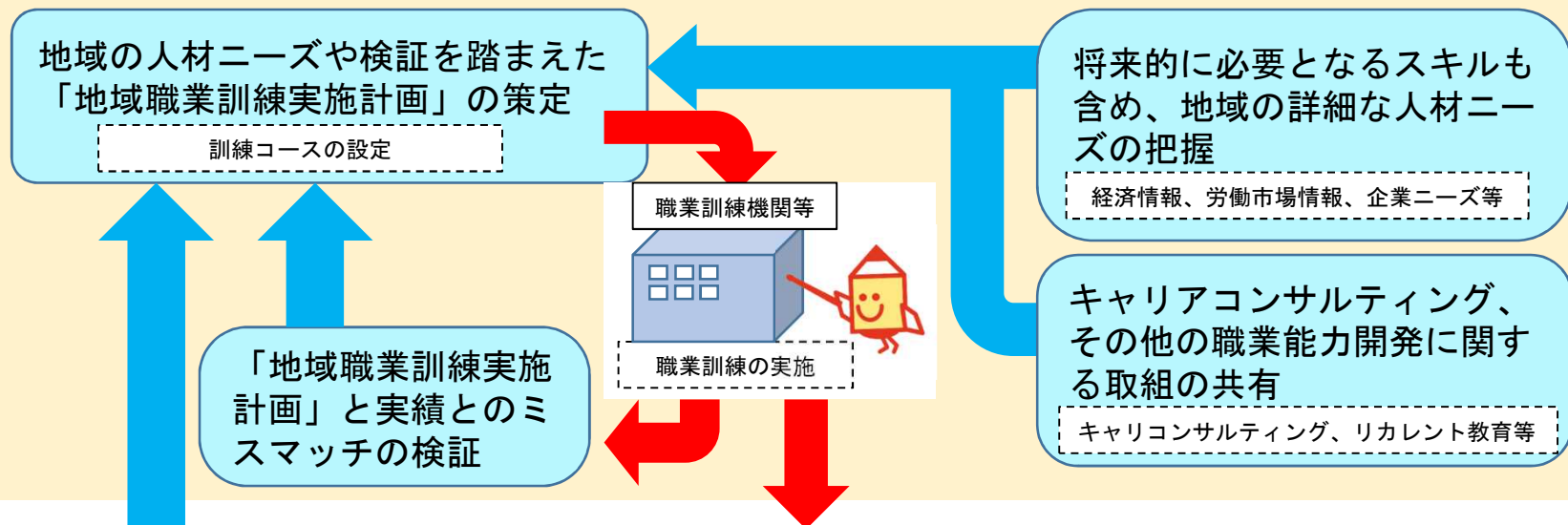
- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

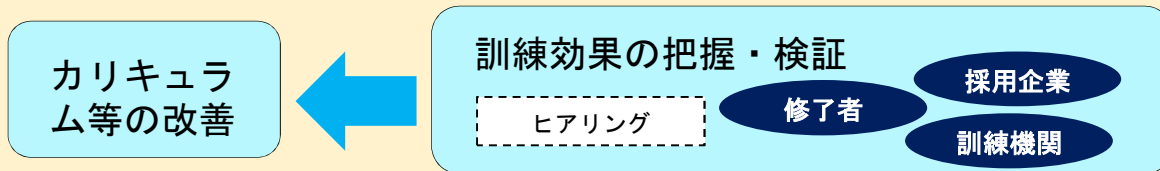
①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施



②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進



ハロートレーニング（離職者向け）の令和3年度実績

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

分野		総計		
		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	129	2,114	1,713
	営業・販売・事務分野	75	1,110	837
	医療事務分野	19	265	227
	介護・医療・福祉分野	124	1,803	1,143
	農業分野	3	60	41
	旅行・観光分野	0	0	0
	デザイン分野	19	240	209
	製造分野	36	496	443
	建設関連分野	17	215	135
	理容・美容関連分野	6	90	38
その他分野	35	396	386	
（基礎コース） 求職者支援訓練	基礎	5	63	30
合計		468	6,852	5,202
（参考） デジタル分野		27	327	290

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員に対する受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

ただし、公共職業訓練については、当該年の3月末までに終了したコース、求職者支援訓練については、当該年の12月末までに終了したコースについて集計。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

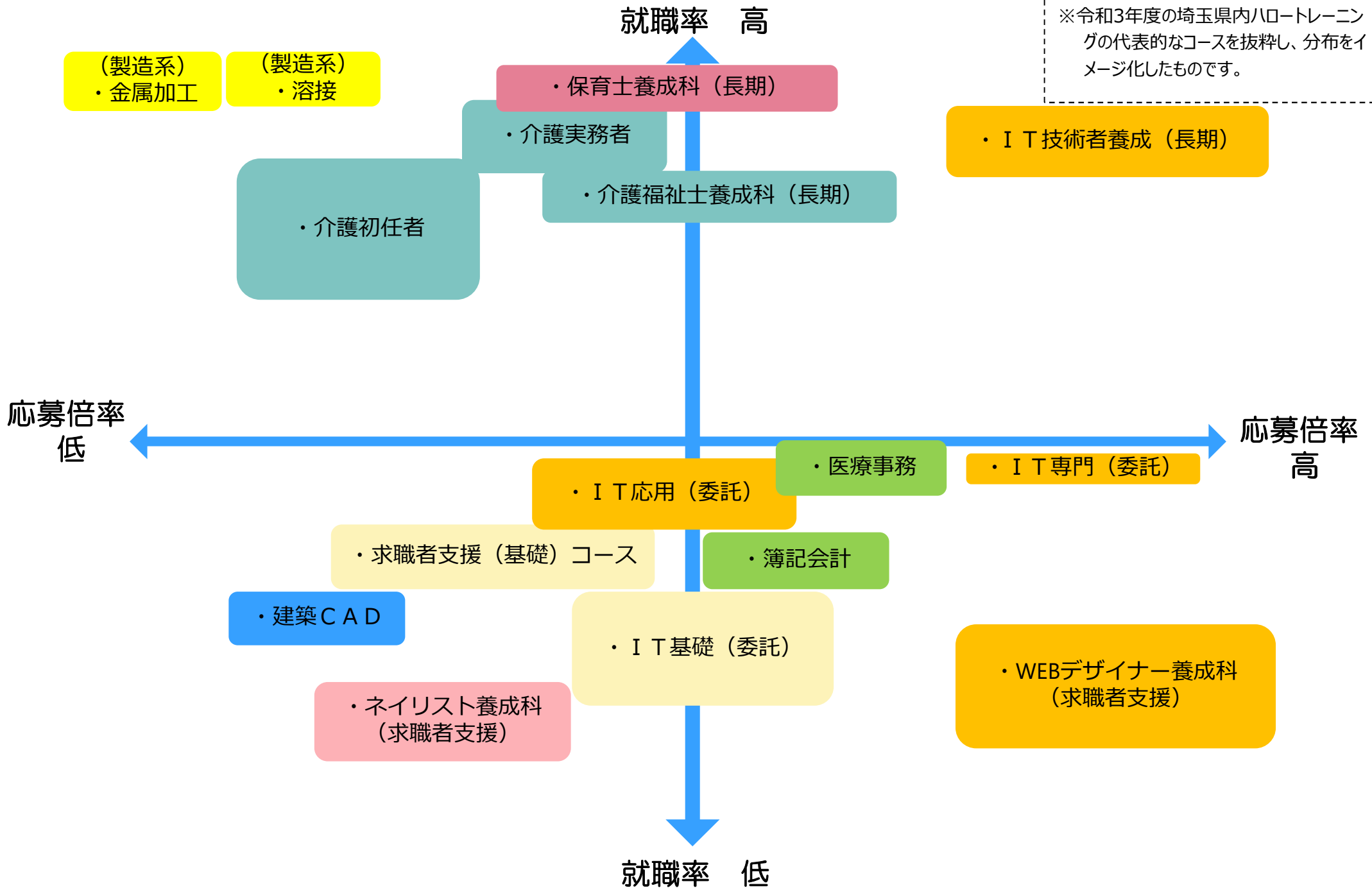
2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練 + 求職者支援訓練 (離職者向け) (実践コース)	IT分野	127	2,084	1,698	119.7%	81.5%	68.0%	2	30	15	60.0%	50.0%	70.0%
	営業・販売・事務分野	59	881	748	109.2%	84.9%	69.9%	16	229	89	50.7%	38.9%	48.1%
	医療事務分野	19	265	227	116.2%	85.7%	69.7%	0	0	0	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	122	1,763	1,115	74.2%	63.2%	85.2%	0	0	0	-	-	-
	農業分野	3	60	41	81.7%	68.3%	77.5%	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野	5	30	21	80.0%	70.0%	73.6%	14	210	188	152.4%	89.5%	52.6%
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	8	80	69	116.3%	86.3%	62.6%	9	135	66	59.3%	48.9%	36.0%
	理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	6	90	38	46.7%	42.2%	40.0%
	その他分野	19	155	140	114.8%	90.3%	76.6%	3	45	24	68.9%	53.3%	62.5%
(求職者支援訓練 基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	5	63	30	60.3%	47.6%	48.1%
合計		362	5,318	4,059	101.9%	76.3%	73.5%	55	802	450	80.4%	56.1%	51.5%
(参考) デジタル分野		5	15	15	220.0%	100.0%	86.4%	16	240	203	140.8%	84.6%	53.8%

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	2	40	28	75.0%	70.0%	96.2%	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	3	20	9	45.0%	45.0%	100.0%	33	476	434	149.8%	91.2%	84.5%
建設関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	5	120	114	116.7%	95.0%	56.6%	8	76	108	328.9%	142.1%	-
合計	10	180	151	99.4%	83.9%	66.7%	41	552	542	174.5%	98.2%	84.5%
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	6	72	72	276.4%	100.0%	87.0%

コース別 就職率・応募倍率 分布図

資料2-2



(R3) 埼玉県内ハロートレーニングの各コースの課題と改善方策

資料2-3

コース名 (代表的な名称)	応募倍率	就職率	課題	改善方策の方向性
webデザイナー養成科 IT応用 IT専門	中～高	中～低	求職者ニーズは高いが県内開講数に制約 コースによっては求人ニーズとのミスマッチも	実施施設の新規開拓、県外施設の情報提供 訓練内容に応じた求人開拓、訓練内容の検討
介護初任者 介護実務者 介護福祉士養成科	中～低	高	介護人材を目指す求職者の不足	見学会、ツアー面接会などの実施 就業条件の改善アピール 求職者が応募しやすい訓練の設定
保育士養成科	中	高	保育人材を目指す求職者の不足	見学会、ツアー面接会などの実施 就業条件の改善アピール
IT基礎 求職者支援（基礎コース）	中	中	求人ニーズに即した訓練内容 受講者ニーズに即した訓練内容	求人ニーズを反映した訓練内容の検討 訓練内容をよりわかりやすく広報する 就職支援策の強化
簿記会計 医療事務	中～高	中	求人ニーズに即した訓練内容 訓練成果の求人者へのアピール	求人ニーズを反映した訓練内容の検討 就職支援策の強化
(製造系) 金属加工・溶接など	低	高	業界、訓練効果に関する求職者への周知	業界、訓練効果の広報手法の検討 求職者が応募しやすい訓練の設定
建築CAD	低	中～低	求人ニーズに即した訓練内容 受講者ニーズに即した訓練内容	求人・求職者ニーズを反映した訓練内容の検討 訓練内容をよりわかりやすく広報する
ネイリスト養成科	低	中～低	求人ニーズに即した訓練内容 受講者ニーズに即した訓練内容	求人・求職者ニーズを反映した訓練内容の検討 幅広い訓練広報の手法を検討

令和4年度計画と同程度の規模で人材を育成

実施状況
の分析

①就職率が高く、応募倍率が低い分野
(R3実績に該当する訓練分野)
「介護・医療・福祉」「金属加工・溶接」

- ・ 応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討が必要。
- ・ 訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。

②応募倍率が高く、就職率が低い分野
(R3実績に該当する訓練分野)
「IT分野」「デザイン分野」

- ・ 就職率が低いコースが散見される。コースごとに詳細な検証を行い、求人ニーズに即した訓練内容になっているか、就職支援策が十分か、検討が必要。
- ・ ハローワークと連携した就職支援の強化が必要。

計画と実績
の乖離

③求職者支援訓練のうち基礎コースは
R3年度計画では認定規模の40%程度
としていたが、実績は25.7%

- ・ 就労経験が少ない者等の就職困難者には、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースが有効。このため、基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画の策定が必要。

④より就職につながる委託訓練の
設定・実施

- ・ 分野や訓練期間等について、よりニーズを踏まえた訓練コースの設定が必要。

人材ニーズ
を踏まえた
設定

⑤デジタル人材が質・量とも不足
(デジタル田園都市国家構想基本方針)

- ・ 職業訓練のデジタル分野への重点化が必要。

ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る 令和5年度概算要求

資料3 - 2

公共職業訓練

（障害者訓練を除く）

要求額 約1,000億円（約968億円）

訓練規模 約35.3万人（約35.0万人）

要求額

訓練規模

離職者訓練

約15.5万人（約15.5万人）

施設内訓練 約655億円（約623億円） 約3.4万人（約3.4万人）

委託訓練 約345億円（約345億円） 約12.1万人（約12.1万人）

在職者訓練

※

約17.7万人（約17.4万人）

（生産性向上訓練を含む）

学卒者訓練

※

約2.1万人（約2.1万人）

※ 公共職業訓練のうち、離職者訓練（施設内訓練）、在職者訓練及び学卒者訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練（施設内訓練）に含んで記載。

要求額

約1,170億円（約1,140億円）

訓練規模

約41.2万人（約40.9万人）

障害者訓練

要求額 約54億円（約55億円）

訓練規模 約0.6万人（約0.7万人）

要求額

訓練規模

離職者訓練

約54億円（約55億円） 約0.6万人（約0.7万人）

施設内訓練 約40億円（約40億円） 約0.2万人（約0.2万人）

委託訓練 約14億円（約15億円） 約0.3万人（約0.4万人）

在職者訓練

約0.1万人（約0.1万人）

施設内訓練 ※ 約0.1万人（約0.1万人）

委託訓練 ※ 約0.03万人（約0.03万人）

※ 障害者訓練のうち、在職者訓練の施設内訓練及び委託訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練に含んで記載。

求職者

支援訓練

要求額 約116億円（約117億円）

訓練規模 約5.3万人（約5.2万人）

〔 求職者支援制度全体 約282億円（約278億円） 〕

公共職業訓練（離職者訓練）

+ 求職者支援訓練

訓練規模

約20.8万人
（約20.7万人）

公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成 (内線5926、5600)

令和5年度概算要求額 5.4億円 (4.6億円) ※()内は前年度当初予算額

※公的職業訓練全体1,116億円 (1,085億円)

労働保険特別会計		
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対するインセンティブとして令和4年度から実施している①IT分野の資格取得を目指す訓練コースにおける委託費等の上乗せを引き続き実施するとともに、令和5年度からは、新たに、②WEBデザイン等のデジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースを委託費等の上乗せの対象とする。

また、③就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだ訓練コースに対する委託費等の上乗せ、④オンライン訓練におけるパソコンや通信機器の貸与を行うことにより、デジタル推進人材を育成する。

2 事業の概要

①IT分野の委託費等の上乗せ 【継続】

ITスキル標準(ITSS)レベル1以上の資格取得を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ(未実施地域は更に1万円上乗せ)

②WEBデザイン等のデジタル分野の委託費等の上乗せ 【新規】

WEBデザイン等のデジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ

③企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ 【新規】

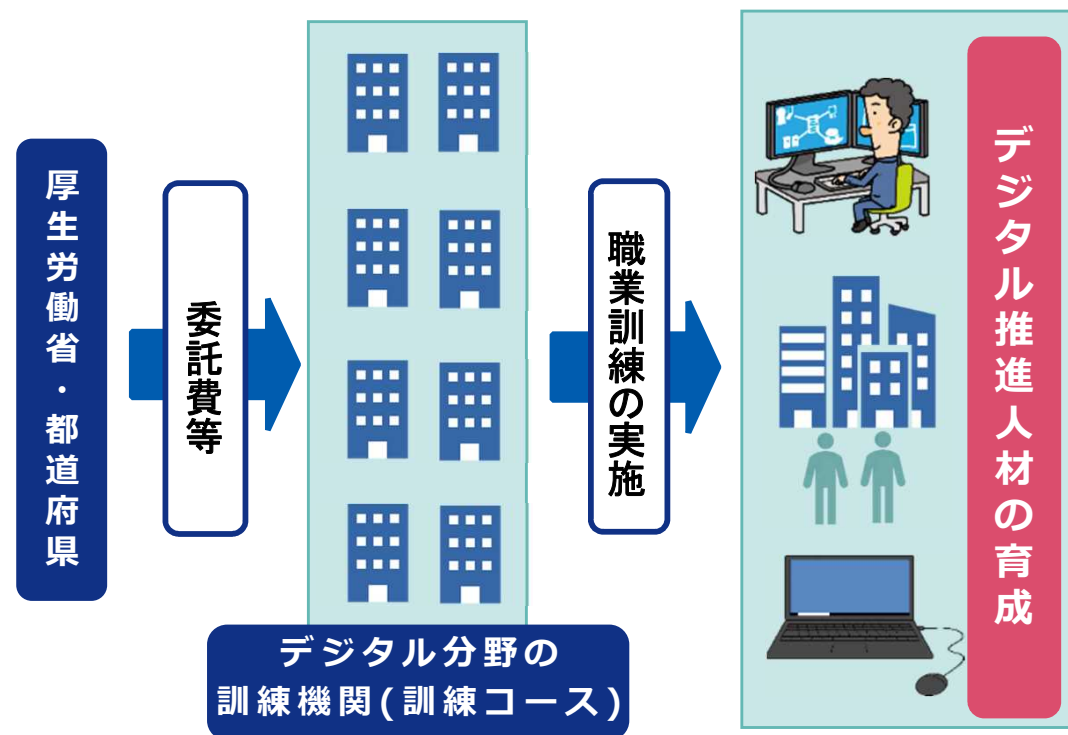
就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ

④オンライン訓練におけるパソコン等の貸与 【新規】

オンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

※③、④はそれぞれ①、②と併給可能
 ※④はデジタル分野以外の訓練も対象
 ※いずれも令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等



“地域に根ざした大学”

“県民にとって身近な大学”を目指しています。

田口 孝行

地域産学連携センター 所長

保健医療福祉学部 理学療法学科 教授

■学部/大学院教育組織

【保健医療福祉学部】（5学科5専攻）

- 看護学科
- 理学療法学科
- 作業療法学科
- 社会福祉子ども学科
- ・社会福祉学専攻
- ・福祉子ども学専攻
- 健康開発学科
- ・健康行動科学専攻
- ・検査技術科学専攻
- ・口腔保健科学専攻

【大学院】

- 保健医療福祉学研究科（博士前期課程、博士後期課程）

■主な資格取得

看護師、保健師、助産師、養護教諭、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭、保育士、臨床検査技師、健康食品管理士、歯科衛生士等

■専門職連携教育（IPE）

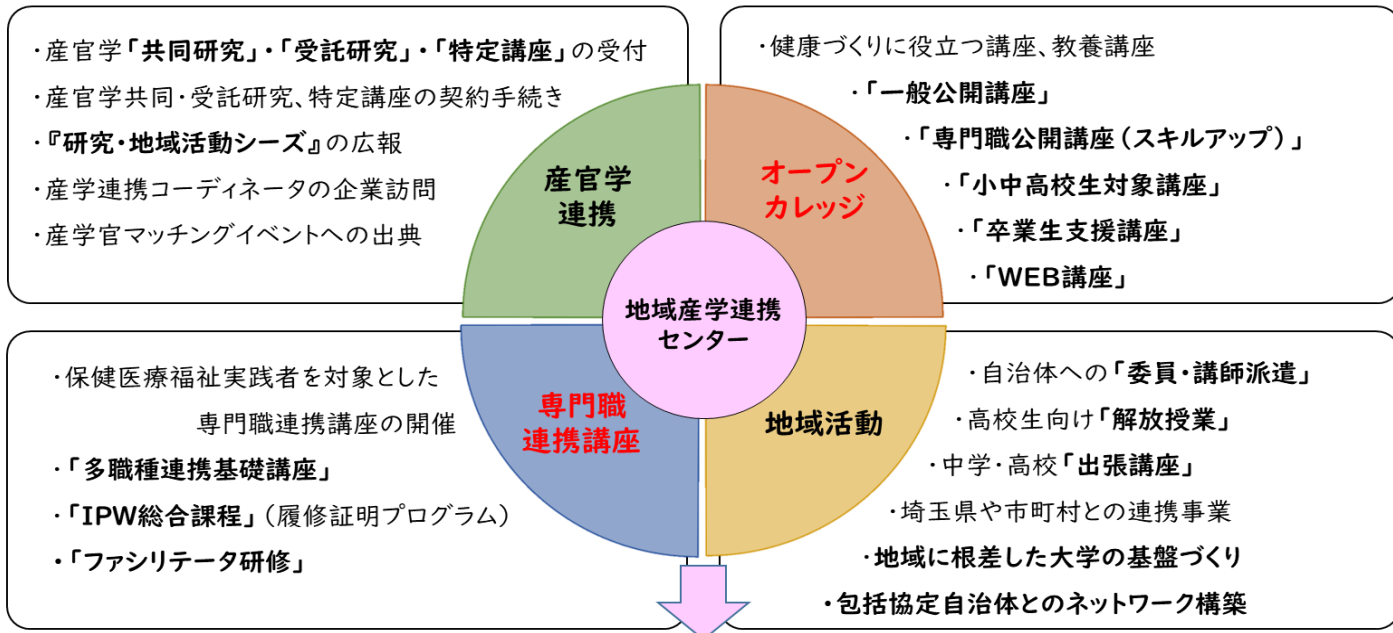
●連携できる専門職の育成

- ・1年次から4年次までの段階的な連携力育成教育（全学必修5科目）
- ・県内約80施設の協力によるヒューマンケアを学ぶ学外実習（1年次）
- ・県内約85施設の協力による専門職連携実践学外実習（IPW実習）（4年次）

●県内4大学による連携教育

- ・埼玉医科大学（医学）、城西大学（薬学、医療栄養学）、日本工業大学（建築）と協定を締結した連携力育成教育（4大学連携IPW演習・IPW実習）

地域産学連携センターの事業構成



- | | | | |
|-----|----------------|-----|--------------------------|
| ◆保健 | 健康の維持・増進 | ◆教育 | 幼稚園・小中高等学校・特別支援学校での教育的支援 |
| ◆医療 | 疾病・障害の予防・改善 | ◆教養 | 社会教育・生涯学習・地域分化振興 |
| ◆福祉 | 障がい者・高齢者・子ども支援 | | |

社会への還元・地域への貢献

■埼玉県立大学のリカレント教育の取組

- オープンカレッジ講座
 - ・保健医療福祉専門職のスキルアップを目指した教育講座
- 専門職連携講座
 - ・専門職連携を実践的・発展的に学ぶ講座
 - 「多職種連携基礎講座 (全1日間)」
 - 「IPW総合課程 (全8日間)」 (文科省履修証明プログラム)
 - 「ファシリテータ研修 (全3日間)」
- 特定講座
 - ・教員の研究分野を活かした企業等相手先の要望に合わせた講座 (職員研修等への活用) : 「睡眠」「運動」「健康経営」等

※講座等の詳細は『研究・地域活動シーズ』をご覧ください。

問合せ

埼玉県立大学
地域産学連携センター
<https://www.spu.ac.jp/>

〒343-8540
埼玉県越谷市三野宮820
Email edec@spu.ac.jp
TEL 048-973-4114 FAX 048-973-4807

埼玉県立大学
研究・地域活動シーズ
2022-2023

『研究・地域活動
シーズ』



人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

▶ 詳細はP 4 へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

▶ 詳細はP 2 ~ 3 へ

人への投資を強化するため、現在政府では、3年間で4,000億円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。

人材開発支援助成金についても、国民の皆さまからの提案等をもとに、**令和4~6年度の期間限定助成**として「**人への投資促進コース**」を創設しました。

「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

各訓練メニューの助成率と助成額

定額制訓練

定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	45%	30%	-	
	(+15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	30%	-
	(+15%)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円	11万円		
	(+5万円)		(+3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6000円
	(+4万円)	(+1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+4万円)	

・（ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。

・賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額（定額）**です。

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

年間利用料：200万円 経費助成：45（30）% ⇒ 90（60）万円の助成 ※括弧書きは大企業の場合

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスキングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

限度額など

● 1事業所1年度あたり

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	成長分野等人材訓練
1500万円	1000万円
※うち自発的職業能力開発訓練は200万円まで	

● 受講者1人1年度あたり

訓練メニュー	経費助成				賃金助成	受講回数	
	※実訓練時間数に応じて		大学				大学院
	中小企業	大企業	中小企業	大企業			
定額制訓練	—	—	—	—	—	—	
高度デジタル人材訓練	30～50万円	20～30万円	150万円	100万円	—	原則1200時間 大学院、大学、 専門実践教育訓練は 1600時間	
成長分野等人材訓練	—	—	—	—	国内150万円 <海外500万円>		
自発的職業能力開発訓練	7～20万円		60万円		国内60万円 <海外200万円>	—	3回まで
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15～50万円	10～30万円	—	—	—	1200時間	1回まで
長期教育訓練休暇等制度	—				最大150日 ※有給の長期休暇のみ	—	

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。

※ 実訓練時間数が100時間未満/100～200時間未満/200時間以上によって変動。

※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。賃金助成の人数は制限なし。

助成金受給までの流れと申請に必要な書類

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step 1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**訓練実施計画を作成する**
- 作成した計画を**訓練開始日の1か月前までに管轄労働局に提出する**

主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none">・ 訓練実施計画届・ 年間職業能力開発計画・ 訓練別の対象者一覧
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 訓練内容を確認できるカリキュラム・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）

Step 2 訓練実施

- 「年間職業能力開発計画」に基づき訓練を実施する

Step 3 支給申請

- 訓練修了日の翌日から**2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に**提出する**
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none">・ 法令違反等がないか確認する書類・ 支給申請書・ 助成額を算定した書類・ OFF-JT実施状況報告書
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など・ 訓練に使用した教材の目次等の写し・ 受講を修了したことを証明する書類（修了証など）

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiwase.html>



■ (URL) 人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

